

須賀川市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成26年度の人件費率
平成27 年度	人 77,990	千円 44,800,043	千円 1,474,455	千円 4,691,408	% 10.5	% 8.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

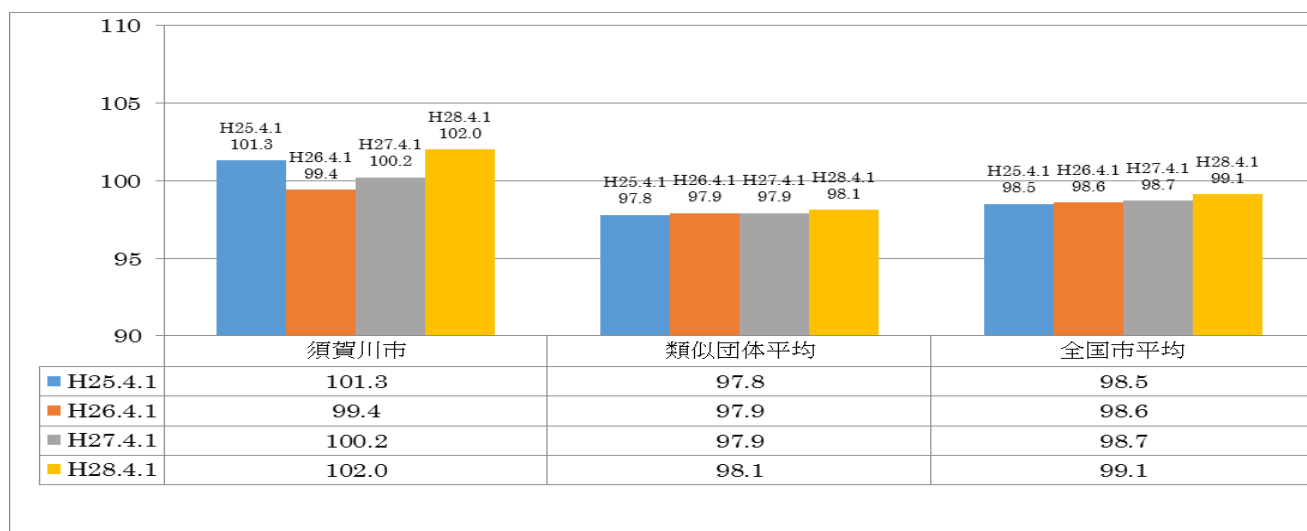
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27 年度	人 514	千円 1,950,465	千円 306,361	千円 727,266	千円 2,984,092	千円 5,806	千円 5,999

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成 28 年 4 月 1 日のラスパイレース指数が 100 を超えている理由及び改善の見込み

本市の給料表は、福島県人事委員会勧告に基づく福島県行政職給料表に準拠しておりますが、当該給料表の給料月額が国の水準を上回っていること及び平成18年度に実施した給与構造の見直しの実施時期の国との相違等が挙げられます。

今後も、福島県人事委員会勧告を踏まえながら、適切な給与水準となるよう努めてまいります。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2 % の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成 27 年 4 月 1 日

（内容）給料表について、福島県人事委員会勧告に準じ、世代間の給与配分の見直しを実施。

（平均 1%引下げ。若年層は引上げ）

なお、激変緩和のため、5 年間（平成 32 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

[実施 未実施] ※本市該当なし

③ その他の見直し内容

[実施 未実施]

管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び寒冷地手当について、福島県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
須賀川市	41.8歳	322,100円	390,252円	345,433円
福島県	42.7歳	331,000円	416,157円	361,628円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.5歳	320,058円	386,078円	350,303円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
須賀川市	52.1歳	8人	343,100円	373,438円	355,721円				
うち学校給食員	54.0歳	3人	347,800円	355,233円	354,700円	調理士	45.7歳	235,100円	1.51
うち自動車運転手	53.7歳	3人	346,600円	399,600円	356,717円	自家用乗用自動車運転者	62.5歳	200,800円	1.99
うちその他	46.8歳	2人	330,700円	361,650円	338,400円				
福島県	54.3歳	243人	356,000円	397,363円	373,968円				
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円				
類似団体	50.6歳	34人	314,663円	344,997円	331,800円				

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
須賀川市	6,022,856円	—	—
うち学校給食員	5,811,796円	3,069,000円	1.89
うち自動車運転手	6,345,900円	2,650,500円	2.39
うちその他	5,864,800円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

(平成25年～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区 分		須賀川市	福島県	国
一般行政職	大学卒	188,400円	188,400円	176,700円
	高校卒	153,200円	153,200円	144,600円
技能労務職	高校卒	148,700円	150,800円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

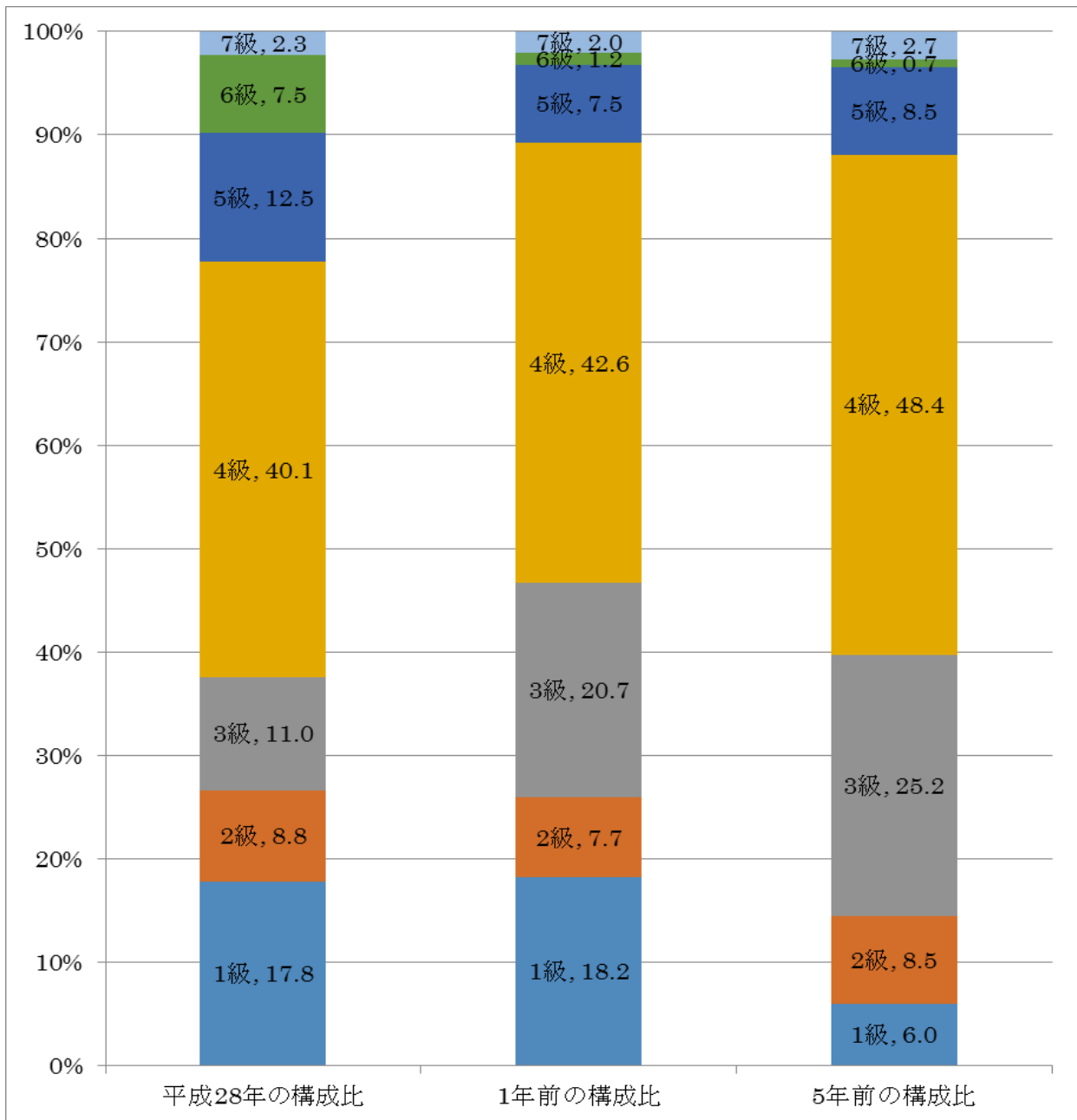
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	266,267円	371,163円	389,740円	407,600円
	高校卒	217,333円	317,700円	372,160円	383,500円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	344,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事の職務	人 71	% 17.8	円 144,100	円 252,900
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	人 35	% 8.8	円 195,800	円 311,000
3 級	主任の職務	人 44	% 11.0	円 232,600	円 359,700
4 級	係長の職務	人 160	% 40.1	円 267,000	円 396,300
5 級	課長補佐の職務	人 50	% 12.5	円 294,200	円 406,900
6 級	課長の職務	人 30	% 7.5	円 325,800	円 424,100
7 級	部長の職務	人 9	% 2.3	円 371,300	円 455,900

- (注) 1 須賀川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日まで における運用	須賀川市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分にも適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用	○	○		
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

須賀川市	福島県	国
1人当たりの平均支給額（平成27年度） 1,424千円	1人当たりの平均支給額（平成27年度） 1,718千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.60月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.60月分 (1.40)月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	須賀川市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分にも適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

須賀川市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 (勸奨退職特例措置2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 6,013千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2%～45%加算) 22,030千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 支給人数が2人以下の場合、個人情報保護の観点から、記載を省略（「-」を表示）しています。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在） ※本市該当なし

支給実績（平成27年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）		円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数（ラスパイレス指数）			()

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（平成27年度決算）			2,011千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）			37,226円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成27年度）			10.4%	
手当の種類（手当数）			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成27年度 決算）	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当 （平成28年4月1日廃止）	右記の業務 に従事した 職員	市民税の賦課及び 徴収に関する事務 に従事したとき	2,008千円	月額4,000円
分担金等の徴収業務従事 者の特殊勤務手当 （平成28年4月1日廃止）	右記の業務 に従事した 職員	分担金等の徴収の ため1日のうち3時 間以上外務に従事 したとき	2千円	1日当たり200円
感染症防疫作業従事職員 の特殊勤務手当	右記の業務 に従事した 職員	感染症防疫作業に 従事したとき	—	1日当たり200円
行旅死亡人等の処理に従 事した職員の特殊勤務手 当	右記の業務 に従事した 職員	行旅病人を収容し たとき 行旅死亡人の処理 に従事したとき	— —	1回当たり800円 1回当たり3,000円
へい獣等の処理に従事し た職員の特殊勤務手当	右記の業務 に従事した 職員	犬、猫等の死骸の処 理に従事したとき	1千円	1回当たり200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成27年度決算）	159,387千円
職員1人当たり平均支給額（平成27年度決算）	330千円
支給実績（平成26年度決算）	171,636千円
職員1人当たり平均支給額（平成26年度決算）	366千円

（注）1 この表は、公営企業職員を除いています。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (平成27年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶 養 手 当	<p>○対象者</p> <p>① 配偶者</p> <p>② 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>③ 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>④ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>⑤ 重度心身障がい者</p> <p>○支給単価</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 配偶者以外</p> <p>1人目（配偶者あり）6,500円</p> <p>1人目（配偶者なし）11,000円</p> <p>2人目以降 6,500円</p> <p>特定期間加算 5,000円</p>	同	—	58,804千円	225,302円
住 居 手 当	<p>○対象者</p> <p>自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合</p> <p>○支給単価</p> <p>① 月額20,500円以下の家賃 家賃月額-9,500円</p> <p>② 月額20,500円を超える家賃（支給限度額27,000円） (家賃月額-20,500円) × 1/2 + 11,000円</p>	異	月額9,500円を超える家賃を支払っている職員を対象	28,596千円	280,346円
通 勤 手 当	<p>○対象者</p> <p>① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>○支給単価</p> <p>① 運賃相当額が63,000円以下については運賃相当額（運賃相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算）</p> <p>② 自動車などを利用する場合は通勤距</p>	異	運賃等相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	33,459千円	72,737円

	離に応じて2,700円から52,500円を支給				
単身赴任手当	<p>官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給</p> <p>○支給単価 基本額30,000円 距離に応じた加算額8,000円～70,000円</p>	同	—	— 千円	— 円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき管理職手当を支給。官職を一種から六種に区分し、それぞれの定額が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長 90,000円 ・次長 72,000円 ・参事 63,000円 ・課長 49,000円 ・主幹 39,000円 	異	職に応じた支給額が異なる	44,283千円	623,699円
宿日直手当	<p>宿直又は日直勤務に従事した場合に支給</p> <p>○支給額：1回5,100円</p>	異	一般職員の 手当額5,100円	— 千円	— 円
寒冷地手当	<p>基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給（平成27年度より本市全域が支給対象外地域となったが、激変緩和措置として経過措置期間を設け支給）</p> <p>基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世帯主で扶養親族のある者 11,800円 ○世帯主で扶養親族のない者 4,200円 ○その他の者 1,360円 	異	市内で支給対象地域なし	4,036千円	63,063円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	1,000,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,000,000円/560,000円
	副 市 長	774,000 円	802,000円/564,400円
報 酬	議 長	509,000 円	575,000円/341,000円
	副 議 長	451,000 円	515,000円/285,100円
	議 員	423,000 円	490,000円/268,200円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(平成27年度支給割合) 3.10月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成27年度支給割合) 3.10月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×勤続月数×48/100 給料月額×勤続月数×30/100	(1期の手当額) 23,040,000円 11,145,600円
	備 考	(支給時期) 任期毎 任期毎	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

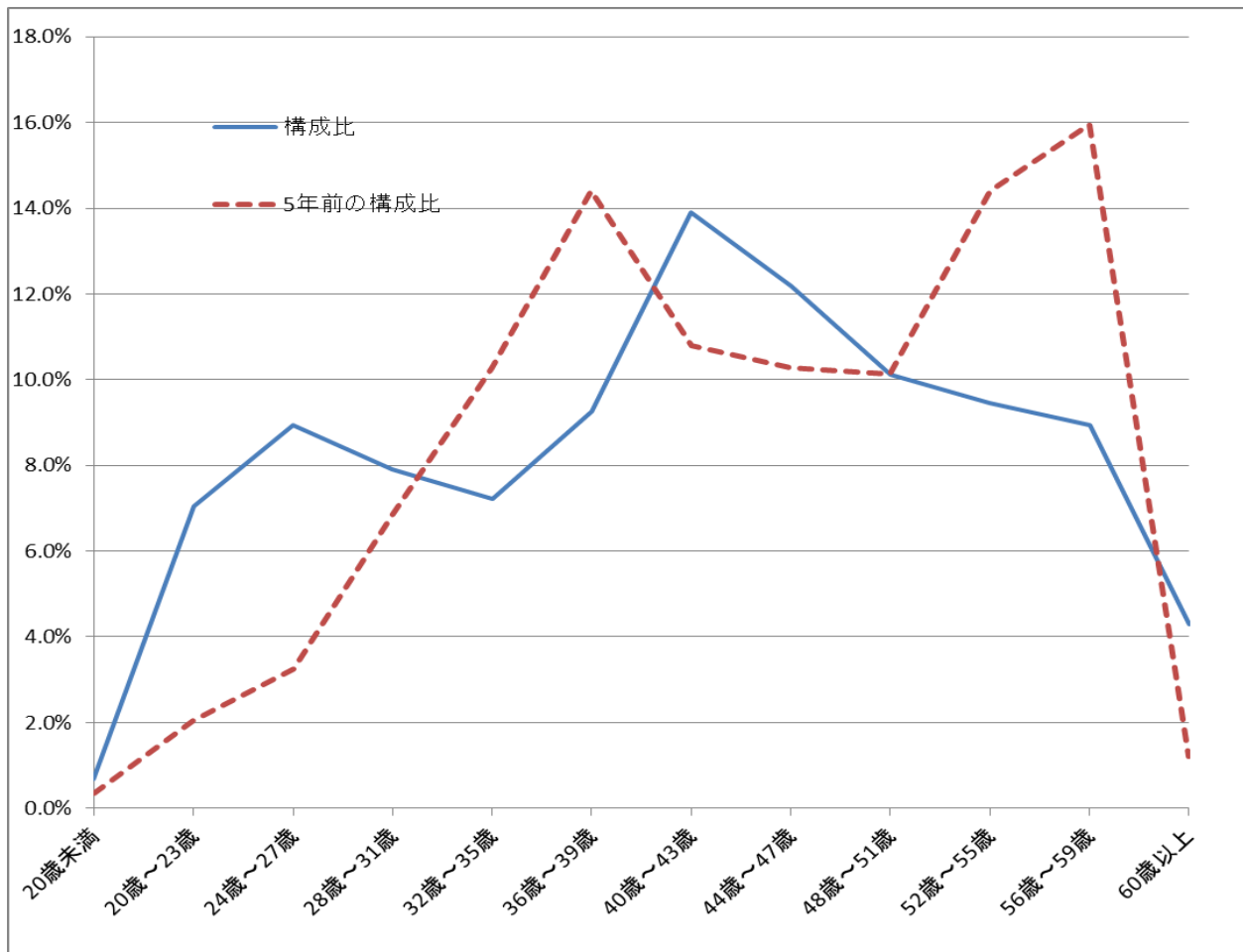
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平 27	平 28			
普 通 会 計	福 祉 関 係 を 除 く 一 般 行 政	議 会	8	7	▲1	・ 議員定数削減による減 (▲1)
		総 務	105	107	2	・ 支所廃止による減 (▲1) ・ 空港関連業務移管による減 (▲1) ・ 広報、戸籍業務増 (3) ・ 組織機構改革による増 (1)
		税 務	40	40	0	
		労 働	2	2	0	
		農林水産	29	26	▲3	・ 支所廃止による減 (▲3)
		商 工	21	18	▲3	・ 市民交流センター整備室業務移管による減 (▲4) ・ 空港関連業務移管による増 (1)
		土 木	53	54	1	・ 支所廃止による減 (▲1) ・ 配置職員の見直しによる増 (1) ・ 区画整理業務増 (1)
		小 計	258	254	▲4	
	福 祉 関 係	民 生	94	100	6	・ 地域包括ケアシステム推進室新設による増 (2) ・ 入所児増加による保育士の増 (4)
		衛 生	53	47	▲6	・ 除染業務の縮小 (▲7) ・ 廃棄物処理業務増 (1)
		小 計	147	147	0	
	一般行政部門計		405	401	▲4	
	教 育		109	118	9	・ 市民交流センター整備室業務移管による増 (4) ・ 文化振興等業務増 (5)
消 防				0		
普通会計計		514	519	5		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院				0	
	水 道		24	22	▲2	・ 水道事業包括業務委託による減 (▲2)
	下 水 道		18	19	1	・ 下水道業務増 (1)
	交 通				0	
	そ の 他		21	22	1	・ 組織機構改革による増 (1)
	公営企業等会計部門計		63	63	0	
総 合 計		577 〔680〕	582 〔680〕	5		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は条例定数の合計です

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	41人	52人	46人	42人	54人	81人	71人	59人	55人	52人	25人	582人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	406	399	396	399	405	401	▲5(▲1.2%)
教育	108	104	107	107	109	118	10(9.3%)
消防							(%)
普通会計計	514	503	503	506	514	519	5(1.0%)
公営企業等会計計	70	69	67	67	63	63	▲7(▲10%)
総合計	584	572	570	573	577	582	▲2(▲0.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成27 年度	千円 1,497,210	千円 273,355	千円 182,525	% 12.2	% 14.2

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均1人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成27 年度	人 24	千円 103,516	千円 10,895	千円 40,282	千円 154,693	千円 6,446	千円 6,191

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
須賀川市	49.6歳	358,761円	528,137円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

須賀川市	団体平均
1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,627千円	1人当たり平均支給額（平成27年度） 1,465千円
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.60月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 ー 月分 (ー)月分 勤勉手当 ー 月分 (ー)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

須賀川市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 （勸奨退職特例措置 2% ～ 20% 加算）			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2% ～ 45% 加算）		
1 人当たり平均支給額 — 千円 — 千円					

- (注) 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 27 年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 支給人数が 2 人以下の場合、個人情報保護の観点から、記載を省略（「-」を表示）しています。

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在） ※水道事業該当なし

支給実績（平成 27 年度決算）			千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（〇年度決算）			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在） ※水道事業該当なし

支給実績（平成 27 年度決算）				千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 27 年度決算）				円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 27 年度）				%
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （27 年度決算）	左記職員に対する支給 単価
			千円	
			千円	

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成 27 年度決算）	2,443 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	123 千円
支給実績（平成 26 年度決算）	4,127 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	172 千円

- (注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成 27 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員等の制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 （平成27年 度 決 算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （平成27年度決算）
扶 養 手 当	<p>○対象者</p> <p>⑥ 配偶者</p> <p>⑦ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p>⑧ 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>⑨ 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>⑩ 重度心身障がい者</p> <p>○支給単価</p> <p>① 配偶者 13,000円</p> <p>② 配偶者以外</p> <p>1人目（配偶者あり）6,500円</p> <p>1人目（配偶者なし）11,000円</p> <p>2人目以降 6,500円</p> <p>特定期間加算 5,000円</p>	同	-	千円 3,453	円 230,200
住 居 手 当	<p>○対象者</p> <p>自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合</p> <p>○支給単価</p> <p>① 月額20,500円以下の家賃 家賃月額－9,500円</p> <p>② 月額20,500円を超える家賃（支給限度額27,000円） （家賃月額－20,500円）×1/2 ＋11,000円</p>	異	月額9,500円を超える家賃を支払っている職員を対象	千円 648	円 324,000
通 勤 手 当	<p>○対象者</p> <p>① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること</p> <p>○支給単価</p> <p>① 運賃相当額が63,000円以下については運賃相当額（運賃相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算）</p> <p>② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて2,700円から52,500円を支給</p>	異	運賃等相当額が63,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	千円 1,648	円 74,891

<p>単身赴任手当</p>	<p>官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給</p> <p>○支給単価 基本額30,000円 距離に応じた加算額8,000円～70,000円</p>	同	-	千円 -	円 -
<p>管理職手当</p>	<p>管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき管理職手当を支給。官職を一種から六種に区分し、それぞれの定額が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長 90,000円 ・次長 72,000円 ・参事 63,000円 ・課長 49,000円 ・主幹 39,000円 	異	職に応じた支給額が異なる	千円 2,704	円 675,924
<p>宿日直手当</p>	<p>宿直又は日直勤務に従事した場合に支給</p> <p>○支給額：1回5,100円</p>	異	一般職員の 手当額5,100 円	千円 -	円 -
<p>寒冷地手当</p>	<p>基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給（平成27年度より本市全域が支給対象外地域となったが、激変緩和措置として経過措置期間を設け支給）</p> <p>基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世帯主で扶養親族のある者 11,800円 ○世帯主で扶養親族のない者 4,200円 ○その他の者 1,360円 	異	市内で支給 対象地域なし	千円 -	円 -